

第 1 部 総 則

第1編 計画の方針

第1章 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東京都台東区防災会議（以下、「防災会議」という。）が策定する計画である。
- その目的は、区、都及び防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、区の区域において地震災害や風水害の予防対策、5旧対策及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い台東区の実現」を図ることにある。

2 計画の前提

- この計画は、第1部第3編に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得られた教訓や、更には都市型水害と言われている浸水被害など、近年の社会経済情勢の変化、及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進する。

第2章 計画の構成

この計画には、区及び防災機関が行うべき防災対策を予防、応急復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は次のとおりである。

構成	主 な 内 容
第1部 総則	○ 区の概要、首都直下地震の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	○ 区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置等 ○ 地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急復旧対策、災害救助法の適用 等
第3部 震災復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第4部 警戒宣言に伴う対応措置	○ 災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制 等
第5部 風水害予防計画	○ 区及び防災機関が行うべき予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第6部 風水害応急対策計画	○ 風水害発生後に区及び防災機関がとるべき応急復旧対策、災害救助法の適用 等

第3章 計画の習熟

区及び各防災機関は、平素から危機管理の一環として、災害対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第4章 計画の修正

- この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。
- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を台東区防災会議に提出する。

第2編 台東区の概要

第1章 地勢等の概況

1 地勢

台東区は、北西部から武蔵野台地に連なる上野台が延び、台地上に谷中の寺院、墓地や上野公園が立地し、南側は神田川、東側は隅田川に臨む沖積低地となる。

上野台は、西側の湯島地域の本郷台と相対し、標高は約20mである。上野台と本郷台にはさまれた谷間の上野台南西端部分には、不忍池がある。

低地部は駒形付近が4mと最も高く、浅草寺付近が3m、蔵前から千束三丁目までが2mでゆるやかな微高地となっている。

東は隅田川を隔てて墨田区に接し、西は文京区、南は千代田区と中央区、北は荒川区に接している。

上野、浅草は、東京を代表する繁華街の一つで、JRや私鉄の駅を中心に商店街、繁華街を形成している。浅草通り沿いの東上野、元浅草には神仏具、西浅草（合羽橋）付近には食器具、調理用品、ウインドケース、浅草橋、蔵前付近には人形、玩具、また、浅草六～七丁目には皮革靴などの専門的問屋等が集積している。

また、本区は都内有数の観光地でもあり、区内には数多くの寺社、史跡等が散在し、これらには貴重な文化財が保存されている。

なお、過去において大規模な都市災害が発生する度に、江戸時代には広小路や火除地の設定、あるいは防災上の組織の充実が図られ、特に近代になってからは、関東大震災、戦災等を契機に区画整理事業等による道路整備等が行われ、災害への対応力を増す努力が積み重ねられてきた。

2 河川

東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。

本区は、荒川流域内にあり、荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940k㎡の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を併せて東京湾に注いでいる一級河川である。

第2章 世帯数と人口

1 住民基本台帳法に基づく台東区の世帯数と人口

【男女別人口】

(令和3年4月1日現在)

	男	女	総数
住民基本台帳人口	104,309	99,679	203,988
うち日本人	96,937	92,491	189,428
うち外国人	7,372	7,188	14,560

【世帯数】

(令和3年4月1日現在)

	世帯数
住民基本台帳世帯	123,891
日本人のみの世帯	112,528
外国人のみ世帯	9,410
混合世帯	1,953

第3章 地域危険度

1 調査の趣旨

- 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の用に資するためおおむね5年ごとに調査を実施している。
 - (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
 - (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- 本調査は、市街化区域を対象として、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。

2 危険度

(1) 建物倒壊危険度

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもので、建物の構造、建築年次や地盤特性などを考慮し測定したものである。

(2) 火災危険度

地震の揺れで発生した火災の延焼により、被害を受ける危険性の度合いを町丁目毎に測定したもので、東京消防庁が測定した、火気器具、電気関係等の出火率や使用状況などに基づく出火の危険性と、延焼シミュレーションによる延焼面積、焼失面積などに基づく延焼の危険性とにより測定したものである。

(3) 災害時活動困難度

災害時活動困難度は、地域の道路の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価している。

(4) 総合危険度

上記3つの危険度を一つの指標にまとめ、総合的な危険性を表したものである。

3 台東区の地域危険度（平成29年度に公表した第8回調査結果）**(1) 建物倒壊危険度**

台東区で建物倒壊危険度のランクが5の地域は、次のとおりである。

浅草 3丁目	浅草 4丁目	浅草 5丁目	浅草橋 2丁目
今戸 2丁目	清川 1丁目	小島 1丁目	下谷 2丁目
千束 2丁目	千束 3丁目	千束 4丁目	台東 3丁目
鳥越 1丁目	日本堤 1丁目	日本堤 2丁目	橋場 1丁目
橋場 2丁目	東浅草 2丁目	東上野 3丁目	竜泉 3丁目

(2) 火災危険度

台東区で火災危険度のランクが5の地域は、次のとおりである。

日本堤 1丁目	日本堤 2丁目	根岸 4丁目	東浅草 2丁目
谷中 3丁目			

(3) 災害時活動困難度

台東区で災害時活動困難度のランクが5の地域は、存在しない。

(4) 総合危険度

台東区で総合危険度のランクが5の地域は、次のとおりである。

根岸 4丁目	谷中 3丁目
--------	--------

第4章 液状化予想区域

都は、学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、「東京の液状化予測図」の見直しを行い、平成25年3月に公表した。なお、「東京の液状化予測図」については、東京都土木技術支援・人材育成センターホームページで公開している。

（資料第77「東京の液状化予測図（平成24年度改訂版）」資料編P307）

第5章 浸水予想区域

- 水防法により、河川管理者は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、氾濫した場合の浸水が想定される区域及び想定される浸水深を示した「浸水想定区域図」を公表し、平成27年の水防法改正により、これまでの「河川整備において基本となる降雨」か

ら「想定しうる最大規模の降雨」を前提としている。

- 区は、「荒川水系荒川浸水想定区域図（平成 28 年 5 月：国土交通省関東地方整備局）」の区域内にあり、その想定降雨は、荒川流域の 72 時間総雨量 632 ミリである。
- 区は「神田川流域浸水想定区域図(改定)（平成 30 年 3 月 30 日：東京都建設局）」の区域内にあり、想定した降雨は、総雨量 690 ミリ・時間雨量 153 ミリ（想定し得る最大規模の降雨）である。
- 区は「東京都高潮浸水想定区域図（平成 30 年 3 月 30 日：東京都港湾局、建設局）」の浸水が想定される区域内にあり、想定した高潮は、上陸時中心気圧 910hPa、最大旋衝風速半径 75 km、移動速度 73 km/h の台風によるものである。
- 区は、洪水予報等の伝達方法や避難所の確保等、円滑かつ迅速な避難のための措置を、本地域防災計画に定めるとともに、住民への周知手段として、「水害ハザードマップ」を作成・公表している。

（資料第 79 「台東区荒川水害ハザードマップ」資料編 P 310）

（資料第 80 「台東区神田川水害ハザードマップ」資料編 P 312）

（資料第 81 「台東区高潮水害ハザードマップ」資料編 P 314）

（資料第 78 「台東区内水氾濫ハザードマップ」資料編 P 308）

第6章 土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害防止法により、東京都は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）が想定される区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定した。
- 区は、土砂災害警戒情報の伝達方法や避難所の確保等、円滑かつ迅速な避難のための措置を、本地域防災計画に定めるとともに、住民への周知手段として、「土砂災害ハザードマップ」を作成・公表している。

（資料第 82 「台東区土砂災害ハザードマップ」資料編 P 317）

第3編 被害想定

第1章 基本的な考え方

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を、平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表してきた。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、東京都防災会議は、被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

第2章 台東区の被害想定

1 特徴

- 東京湾北部地震では、台東区内のほぼ全域で震度6強の揺れが発生する。
- 死者及び負傷者の発生要因のほとんどが、揺れ等による建物被害と火災を原因とするものである。
- 建物被害は火災による被害よりも、揺れによる被害のほうが大きい。
- ライフライン被害は、停電率、固定電話不通率、ガス供給支障率、断水、下水道管きよの被害が拡大する。
- 11万人を超える帰宅困難者が発生する。
- 避難所生活者は、現行計画の被害想定よりも減少しているが、5万人を超える避難所生活者が発生する。
- がれき等の災害廃棄物が、184万トン発生する。
- 区においては、津波にともなう建物被害はないと想定されている。

2 台東区の被害想定

条件	地震名		東京湾北部地震						
	震源		東京湾北部						
	規模		マグニチュード7.3						
	震源の深さ		約20km～35km						
	人口		昼間人口：303,522人 夜間人口：175,928人						
	時期・時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者		408人	408人	484人	485人	481人	482人	
	原因別	揺れ・液状化による建物倒壊	402人	402人	440人	440人	410人	410人	
		地震火災	3人	3人	41人	41人	67人	68人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	2人	2人	3人	3人	3人	3人	
	負傷者		4,647人	4,647人	6,006人	6,009人	5,543人	5,548人	
	(うち重傷者)		(774人)	(774人)	(969人)	(970人)	(922人)	(924人)	
	原因別	揺れ・液状化による建物倒壊	4,526人	4,526人	5,758人	5,758人	5,162人	5,162人	
		地震火災	10人	10人	136人	140人	270人	275人	
		急傾斜・落下物ブロック塀	111人	111人	111人	111人	111人	111人	
		屋内収容物の移動・転倒(参考値)	145人	145人	205人	205人	176人	176人	
	物的被害	建物被害(全壊)		6,815棟	6,817棟	8,038棟	8,063棟	9,370棟	9,417棟
		原因別	揺れ・液状化等による建物倒壊	6,687棟	6,687棟	6,687棟	6,687棟	6,687棟	6,687棟
			地震火災	128棟	130棟	1,351棟	1,376棟	2,683棟	2,730棟
ライフライン		電力施設		停電率 49.6%	停電率 49.6%	停電率 50.8%	停電率 50.9%	停電率 52.2%	停電率 52.3%
		通信施設		不通率 2.1%	不通率 2.1%	不通率 4.5%	不通率 4.5%	不通率 7.2%	不通率 7.3%
		ガス施設		支障率88.7～100.0%					
		上水道施設		断水率55.3%					
下水道施設		管きよ被害率31.7%							
その他	帰宅困難者の発生		—	—	112,757人	112,757人	112,757人	112,757人	
	避難者の発生(ピーク：1日後)		69,816人	69,822人	73,715人	73,795人	77,963人	78,114人	
	避難所生活者(1日目)		45,380人	45,384人	47,915人	47,967人	50,676人	50,774人	
	エレベーター閉じ込め台数		470台	470台	475台	475台	481台	481台	
	災害時要援護者死者数		221人	222人	155人	155人	183人	183人	
	自力脱出困難者		2,729人	2,729人	3,340人	3,340人	3,023人	3,023人	
	災害廃棄物		178万t	178万t	181万t	181万t	184万t	184万t	

※ 小数点以下の四捨五入により、合計は合わないことがある。

※ 火災による焼失棟数は、倒壊建物を含む。

※ 「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月公表)」より。

ただし、断水率については東京都水道局「区市町別の断水率(令和元年度末)」による。

第4編 修正の概要

- 東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけて甚大な被害をもたらす大災害となり、区においても震度5弱を観測し、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生などの混乱が生じた。
- これまでも、計画に基づき防災対策を進めてきたが、区職員の初動体制や帰宅困難者への対応など、東日本大震災を通して明らかになった課題もある。更に、この震災を契機に「自助」・「共助」・「公助」の防災に対する基本的な考え方を改めて認識することとなった。
- その教訓を踏まえつつ、「自助」・「共助」・「公助」の防災力・連携の強化を図るため、区は、「区の災害本部体制の強化」、「帰宅困難者対策の見直し」、「地域防災力のさらなる向上」などの8項目からなる「台東区地域防災計画修正方針」を取りまとめた。
- また、平成24年4月に、都は、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した新たな被害想定「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 平成25年7月に、東日本大震災における教訓や修正方針、被害想定で明らかになった区の防災上の課題を踏まえ、台東区地域防災計画（震災編）を修正した。
- 平成26年度修正では、区の水防体制の見直し等を踏まえて、台東区地域防災計画（風水害編）の体系整理を行った。また、平成26年7月に修正した東京都地域防災計画や、各種法令の改正、区や各防災機関などの防災対策の進捗を踏まえた修正を行った。
- 平成28年度修正では、「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ定めた、「台東区における風水害時の避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づく修正の他、各種法令の改正やこれまでの区における災害対策の取組みを踏まえた修正を行った。
- 令和2年度の修正では、令和元年7月に修正した東京都地域防災計画 震災編や各種法令の改正、区や防災機関などの防災対策を踏まえ修正を行った。
- 令和3年度の修正では、令和3年1月に修正した東京都地域防災計画 風水害編や各種法令の改正、区や防災機関などの防災対策を踏まえ修正を行った。

第5編 減災目標

- 都は、平成24年の東京都地域防災計画修正の際に、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として減災目標を定め、10年以内に達成することとした。
- 区においても、平成25年7月に修正した台東区地域防災計画において、東京都の目標を踏まえて下記の減災目標を定めた。目標達成に向けて、都及び区民、事業者と協力して、対策を推進していく。

目標1 死者・避難者の減

【① 死者を約300人（約6割）減少させる。】

- 東京湾北部地震（冬の夕方18時、風速8m/秒）のケースで、死者を約300人減少させる。

<目標を達成するための主な取組み>

（1）防災都市づくりの一層の推進

① 住宅等の耐震化

- 平成25年の耐震改修促進法の改正に伴い、マンションを含む住宅や小規模建築物に対する耐震診断の努力義務、用途及び一定規模以上の建築物に対する耐震診断義務が課せられたことにより一層の耐震化を図る。
- 令和8年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
- 令和8年度までに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を95%かつIs値0.3未満相当の建築物*を解消する。
※ Is値（耐震性を示す指標）が0.3未満相当の建築物は「倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされる。

② 密集住宅市街地整備の促進

- 谷中2・3・5丁目地区で実施している密集住宅市街地整備事業を促進する。

③ 不燃化の促進

- 浅草北部地域（日本堤1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目）で実施している不燃化促進事業を進めていく。

（2）地域防災力のさらなる向上

- 全ての避難所にD級可搬ポンプを整備し、地域の初期消火体制を強化する。
- 防災普及指導員を活用した訓練の実施
- 防災教育の充実、防災意識の普及啓発
- 家具等の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- 消防団活動体制の充実による災害活動力の向上

【② 避難者を約 32,000 人（約 4 割）減少させる。】

- 東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）のケースで、避難者を約 32,000 人減少させる。

<目標を達成するための主な取組み>

- (1) 防災都市づくりの一層の推進（目標①（1）の再掲）
- (2) 地域防災力のさらなる向上（目標①（2）の再掲）

目標2 帰宅困難者約 11 万人の安全確保

帰宅困難者約 11 万人について、企業等による備蓄を推進し、一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで、帰宅困難者の安全を確保する。

<目標を達成するための主な取組み>

- 帰宅困難者対策の見直し
 - ・ 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発
 - ・ 帰宅困難者のための一時滞在施設の指定
 - ・ 帰宅困難者用食料等の備蓄の推進
 - ・ 帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制の整備
 - ・ 帰宅支援のための対策

目標3 生活再建の早期化

避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

<目標を達成するための主な取組み>

- 区の本部体制の強化
 - ・ 職員の活動体制の充実
 - ・ 職員行動マニュアル、台東区業務継続計画（BCP）等の見直し
- 備蓄の見直し
 - ・ 避難者の食料備蓄
 - ・ 飲料水の確保
 - ・ 災害用トイレの充実・生活水の確保
- 避難対策の構築
 - ・ 避難所運営体制の充実
- 医療連携の強化
 - ・ 区災害医療・薬事コーディネーターの設置
 - ・ 医療救護所の再配置

第5編 減災目標

- ・医薬品等の確保
- 生活安定化のための対策の推進
 - ・災害時の相談体制
 - ・罹災証明書の交付体制の確立